

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和4年5月13日(金) 午前9時55分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	落合 誠(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 小寺 智子(弁護士)
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (建設部) 森田 崇繕担当参事、中嶋 崇繕課主幹 相沢 道路維持課長、坂本 道路維持課主査 (教育総務部) 遠山 教育施設課長、君塚 教育施設課主査 小島 教育施設課主任 (上下水道局) 山下 総務課長、坂野 総務課主幹 羽賀 総務課主査、岩間 総務課主任 寺岡 総務課主任 【事務局】 市川 総務部長、市川 総務部次長、奈良 契約課長 吉田 契約課主幹、他 契約課職員

発言者	審議の内容
	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>令和3年10月1日から令和4年3月31日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、落札率が著しく低い事案1件、応札が1者のみの事案1件、落札率が著しく高い事案2件、2者辞退・1者無効となった事案1件の計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出した事案の審議</p> <p>(1) 「上下水道局庁舎不活性ガス消火設備容器弁改良工事」</p> <p>抽出理由：落札率が74.11%の低入札である。</p> <p>落札率74.11%と低入札になっていますが、どのような要因が考えられるか伺います。</p> <p>本件の要因としまして、株式会社サイボウは本設備の既設メーカーであるニッタン株式会社の正規代理店であり、2次代理店や一般業者よりも安く製品を仕入れることができること、また、代理店契約には規定の期間内での最低購入金額や最低購入件数が定められており、仮に利益が薄くなったとしても規定の目標を達成させる必要があるため、一定の利益を確保できる金額で入札したとのことです。</p> <p>消火設備の消防法に定める定期点検は何年くらいですか。</p> <p>定期点検は年間2回です。</p> <p>この工事の発注に至った経緯を伺います。</p> <p>この二酸化炭素方式の消化設備が25年経過しており、ちょうど耐用年数が25年となっているため設備を更新しました。また、庁舎の消防管理をしている業者の消防点検でもう交換した方がいいという診断が出ました。</p> <p>着眼点として、法定耐用年数が来たから替えるというのも1つの基準ですが、点検ごとに替えるか否かは判定要素にあると思います。それは従来から行っていますか。</p> <p>行っています。</p> <p>今まで点検で問題がないから法定耐用年数で替えるということですね。法定耐用年数を経過しても物理的には使用可能な物もたくさんありますが、その辺は機械的にやるということによろしいのですか。</p>
委員 総務課	
委員 総務課 委員 総務課	
委員 総務課 委員	

発言者	審議の内容
総務課	不活性ガス二酸化炭素方式は、令和2年度末から設備の不備等で死亡事故が多く起こっていますので、そういったことも踏まえて、点検の結果や法定耐用年数も考慮して交換しました。
委員	株式会社サイボウはニッタンの代理店ですが、ニッタンは交換業務を行わないのですか。
総務課	行いません。ボンベを制作している会社です。
委員	ニッタンの製品を使っているということですね。
総務課	そのとおりです。
委員	設計金額からB級に区分されるとありますが、級別区分表の中でどの工事に該当すると考えられますか。
総務課	「所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱」別表第1にそれぞれの業種の区分がありますが、今回の消防設備業は明確な金額区分が設定されているものではなく、その他の建設工事に該当し、より低い金額でレベルの高い業者にやってもらえるように、電気工事や管工事、塗装工事、防水工事に準じての金額で判断しております。
委員	サイボウはA級になるのですか。
総務課	そのとおりです。
委員	工事成績の点数はわかりますか。
総務課	79点です。
委員	低いように思うのですが何かあったのですか。
総務課	平均的な点数です。
委員	低入札ですが、何か問題はなかったですか。
総務課	作業自体は特に問題ありませんでした。
委員	下請けは入らず、ニッタンの代理店だから安くできたということですね。
総務課	そのとおりです。
委員	サイボウはニッタンの代理店だから安く入札できますが、そういう場合でもヨシダ防災等は競争入札に参加するのですか。サイボウが入ったらもう無理だから諦めておこうということにはならないのですね。
総務課	一般競争入札の電子入札でやっているのですが、ヨシダ防災にはサイボウが入っているかどうかは分からない仕組みとなっています。自分たちの積算の結果、入札されたのだと思います。
委員	ヨシダ防災は、ニッタンもしくはこれに代わるような代理店ではないということですね。分かりました。
委員	入札のときに、どこのメーカーの消防の設備を使っているか分かるのですか。
総務課 委員	仕様書に規格や製品名が出ているので分かります。 ニッタンの代理店は他にもありますか。

発言者	審議の内容
総務課 委員 総務課 委員 総務課	<p>支店、代理店は全国にありまして、関東だけでも 40 件程度あります。</p> <p>参加資格対象者の 120 者の中に入っているのですね。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>複数者入っているということですか。</p> <p>そのとおりです。</p>
	<p>(意見等)</p> <p>なし</p>
	<p>(2)「上下水道局庁舎駐輪場改修工事」</p> <p>抽出理由：1 者入札である。</p>
委員	<p>一般競争入札で 1 者入札ですが競争原理が働かなかった理由と、落札率が 99.38% と 100% に近づいているのは、どのような要因が考えられますか。</p>
総務課	<p>本工事の内容は、駐輪場の基礎、支柱、梁を残した状態で、屋根材のみを交換するものだったため、業者の価格設定に裁量の余地が狭く、採算性の良い工事ではなかったため、入札参加業者が少なく、設計金額により近い落札金額になったものと考えられます。</p>
委員	<p>時期的には繁忙期ではないのですか。</p>
総務課	<p>繁忙期ではありません。</p>
委員	<p>業者がたくさん工事を抱えていたので入札に参加できなかったということですか。</p>
総務課	<p>そのように考えます。</p>
委員	<p>こういった工事は応札者が少なく利ザヤが少ないということは、事前に市は分かるのですか。</p>
総務課	<p>ある程度は予想できました。</p>
委員	<p>株式会社モトユウは何級ですか。</p>
総務課	<p>C 級です。</p>
委員	<p>この工事は毎年行われているのですか。</p>
総務課	<p>庁舎を建ててから 25 年経過しており、老朽化が著しかったことによるもので、毎年行われる工事ではありません。</p>
委員	<p>県は人気がない工事は年度初めに行うこともあります。この工事に関して、利ザヤが薄いというのは感覚的にはあったが、そこまで早くできなかったということですか。</p>
総務課	<p>そのとおりです。</p>
	<p>(意見)</p>
委員	<p>工事の機会均等、平準化する工夫が必要だと思います。要するに、利ザヤが薄いか厚いかは経験上わかるので、業者にとってなるべく多くの機会を与えるという、施工時期の平準化の趣旨からすると、</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>工事の内容によって計画的に発注することを検討していただきたいと思います。</p> <p>業者にとっては、いつからいつまでと決められた期間よりは、年度内で手の空いた時期にやってほしいということがあれば、その方が楽かと思えます。ただ、材料費の関係上、いつ材料を購入するかということにも関わるので、一概には言えないかもしれませんが、施工者の都合を考える余地があるのかどうかということを検討いただきたいのですが、そういったことは可能ですか。</p>
総務課 委員	<p>もう少し早い段階でできれば、余裕ができるかもしれません。</p> <p>契約したからすぐ翌月やってくれというのは、受注者側にとって楽なのか、それとも少し余裕があってもいいからやってくれという条件なのか、それによってももう1者入札が入ってくるかに関わってくると思います。</p>
委員	<p>1者入札というのは競争性が確保できないので、できる限り複数者が入札できるように、発注時期については検討いただきたいと思えます。</p>
委員	<p>(3)「所沢市立山口中学校既存擁壁改修(付帯)工事」</p> <p>抽出理由：1者特命である・落札率が99.81%と高落札率である。</p> <p>随意契約で落札率が99.81%ですが、落札率が高い要因と1者特命で相手方が特定される理由についてご教示ください。</p>
契約課	<p>予定価格が税込88,605,000円に対して、1回目の見積合せでは税込89,980,000円で予定価格を上回り、2回目の見積合せをお願いしたところ、この度の契約金額になったものです。随意契約の理由は、本体工事との並行施工となることから、本体工事と同業者との随意契約が有利と判断したものです。</p>
委員	<p>随意契約の設計金額は事前公表していないということによいのですか。</p>
契約課	<p>所沢市は、一般競争入札と指名競争入札では設計金額を事前公表していますが、随意契約の金額は事前公表していません。</p>
委員	<p>2回目の見積合わせの結果、予定価格の範囲内であった理由を伺います。</p>
教育施設課	<p>1回目に決定に至らなかった中で、相手方のニシキ建設が受注意欲があったために、さらに金額を落とした見積が行われたものと考えています。</p>
委員	<p>一般市民としては、ずさんな部分が出てきたのかと思ってしまうのですが、施工条件を変更する等の働きかけをしたのですか。</p>
教育施設課 委員	<p>同一の開札の中で2回目の札入れをするので、していません。</p> <p>防水一式というのは、対象は擁壁全部ですか。</p>
教育施設課	<p>擁壁一式の防水ではなく、附帯として隣接する屋内運動場の一部</p>

発言者	審議の内容
	<p>の防水工事を行っているものです。</p>
委員	<p>屋外で行う工事ですか。</p>
教育施設課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>契約履行中と記載がありますが、平成31年度に完了したとあります。履行中とどちらですか。</p>
教育施設課	<p>附帯工事の発注は、既存擁壁改修工事が完了する前に契約の手続きを進めたものです。</p>
委員	<p>当初発注した業者に施工させる予定だったのですか。それとも、追加で随意で発注したのですか。</p>
教育施設課	<p>附帯工事の発注計画はありましたが、随意契約は当初から考えていたものではありません。既存擁壁改修工事に含むことはできなかったのかという質問については、事業全体が国の補助金を活用しての事業で、未確定な部分を積算の中に組み込むことが困難だったため、見込みであるという積算はできなかったもので、その状況に応じた附帯工事の発注が必要と考えて、別工事としたものです。</p>
委員	<p>写真を見ると、完了した工事とあまり連動性はなく、他の業者でも施工できるのではないかという気がしますが、どうですか。</p>
教育施設課	<p>現地は非常に狭隘な場所で、他業者と輻輳して工事を行うのは安全上においても問題があると考えました。</p>
契約課	<p>この工事は、既存擁壁の改修工事の附帯工事です。先ほどの説明の中では、平成31年度に完了した擁壁復旧工事等と申し上げましたが、これは平成29年10月に発生した台風21号により、この擁壁の上にある公衆道路も含めて崩落したところからの一連の工事です。今回の、本体工事である既存擁壁の改修工事は令和4年3月の工期ということで施工しております。本体工事の施工中に他社が入って施工すると、少なくとも工期について、本体工事と同じ業者と随意契約する場合よりも、さらに2カ月ほど工期を余計に設定する必要があります。平成29年度からの台風関係の一連の工事が令和3年度末に終了するという事は近隣の方にも約束していたということなので、少なくとも3月末までに附帯工事の完了も含めて年度末で完結することを第一にお願いしたところですが。</p>
委員	<p>随意契約に至った経緯ですが、台風の被害があって、そのあと現地調査を行い、平成30年頃設計をして、地元で説明をする中で、令和3年度末に工事完了という方向ができ、約3年で工事をするということになり、それを一括発注ではなく年度ごとに単年度予算を組んで、部分的に行ったという解釈でよいのですか。</p>
教育施設課	<p>本体工事については、2か年の継続工事で行っています。まず台風発生以降なのですが、西側の擁壁が崩れたため、西側擁壁復旧工事を発注しております。そちらの完成後、西側擁壁の崩壊現場の周辺に崩壊した擁壁と同時期に造られた既存擁壁があり、近隣住民が</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>らも不安な声があったので、周辺擁壁の調査を行いました。その中で、年式も同じ頃で、構造も同じような形で、防災上の安全性に懸念点があることが示されたので、これを受けて周辺の既存擁壁についても改修を実施した流れです。この工事が、附帯工事から見た本体工事となります。</p>
委員	<p>当初の目的物に加え、別の部分もやるということになって、それを令和3年度末までに行うということですか。</p>
教育施設課	<p>早急に危険な部分を取り除いてほしいという声がありましたので、令和3年度までには完成させたいということで申し上げたものです。</p>
委員	<p>既存擁壁改修工事は2か年の債務負担行為だったのですか。</p>
教育施設課	<p>継続費で発注しました。</p>
委員	<p>今回随意契約ということで、附帯工事の内容は想定できなかったということですか。</p>
教育施設課	<p>数量の変更等であれば設計変更で対応しますが、新たな工種もありました。さらに、国の補助金を活用しての事業なので、大まかな目安という状況では積算に組み込むことができなかつたため、発注時によりやく確定した附帯工事の内容を反映させる工事を新たに契約したものです。</p>
委員	<p>変更契約で対応できなかった理由を伺います。</p>
教育施設課	<p>数量の変更等であればできますが、新たな工種なども入っていたことと、国の補助金が確定しており、そちらにも影響があるということで、未確定な数量での契約はできなかったため、それは除いての契約となったものです。</p>
委員	<p>写真を見ると、かなり特殊な建設物かと思います。先ほど擁壁についての安全性や、前の工事と同じ業者が施工する方が合理性があるという説明がありましたが、この既存擁壁を元々建設した業者が一番この擁壁についての情報を持っているように思います。最初にこの擁壁の工事をしたのがニシキ建設なのですか。</p>
教育施設課	<p>違います。設計については、新たに地質と擁壁に専門的知識を有した業者に設計を発注していますので、現在の状況を把握したうえで、新たに設計を組み直すというのが最適だと考えております。</p>
委員	<p>安全性や耐久性といった問題については、当初の建設が重要だと思います。擁壁が想定外に崩れた場合、初めに擁壁を作った業者がどのように建設したのかというのを知りたいと思います。本当にほかの選択肢はなかったのでしょうか。</p>
教育施設課	<p>当初の施工業者は、あくまで設計業者ではありませんので、設計図に基づいて工事を行っていますので、新たにこういった設計を組みなおすときには、受注者では対応が困難となっています。</p>
委員	<p>元々の設計者に確認したほうが良いと思います。</p>

発言者	審議の内容
委員	元の擁壁はかなり古いのですか。
教育施設課	30年は経過していると思います。
委員	竣工図といった資料はもうないのですか。
教育施設課	現在把握しておりません。
委員	工事の内容については、特殊な工事ではないのですか。
教育施設課	特殊な工事ではありません。
委員	ヤードの取り合いや狭い所で行うので、新たな業者が入ってくると、段取りが組みづらくなったり、安全性が低下したり、作業がしにくくなったりして、工期もかかるということから、同じ業者が施工したほうがよいということですか。
教育施設課	そのとおりです。
委員	工期的には、一般競争入札をしたら時間がかかるというのは理解できますが、先ほどの説明では、本来の工事はもう終わって、引き続き頼みたいからということで随意契約にしたと私は理解しているのですが、そうではないのですか。
教育施設課	既存擁壁改修工事と並行して行われたものが附帯工事になります。
委員	予算との関係で切り離さざるを得なかったということなのか、当初からこの工事を見込んで、設計段階で入れていればそれに基づいて国の補助金も請求することができたのですか。
教育施設課	補助金の上限額が決まっており、年間1億100万円ですが、この3倍が補助対象額になるのですが、すでにその条件を満たしていたので、附帯工事については切り離して積算していたということです。
委員	附帯工事については国の補助金は交付されたのですか。
教育施設課	既存擁壁改修工事で、年間1億100万円の補助を受けています。附帯工事を含まなくても上限額の中で、それ以上の金額は交付されない状況でした。
委員	当初から見込めていたなら、附帯工事も含めて発注したほうが費用的にも安くなると思います。
教育施設課	当初から細かく見込めていれば含めることができましたが、国の補助金を受けての工事なので、実際は見通しよりも少なかったとなると、補助対象額が減額されるといったこともありますので、ある程度正確な数字をもって契約したものです。
委員	交付対象事業で、3分の1が国庫、市負担が3分の2、そのほかに市の単独費を付けて行うという考えはないのですか。
教育施設課	この工事をやるために、いくら金額がかかるのかというお示しの中で、それについての3分の1が補助対象ということで、3分の2については市の単独費ということです。
委員	足りなかった場合に、新たに市の単独費を入れて変更するという

発言者	審議の内容
契約課	<p>発想はなかったのですか。通常そういったことはやっていないのですか。</p>
委員	<p>契約変更となると当初申請している補助対象事業の契約額の変更となりますので、改めて変更の手続きが必要になるということも含めて、最終的には全体の山口中学校の擁壁工事の最終的な仕上げの状況を確定した段階で附帯工事として別途発注した形になります。既存擁壁の改修工事については、それなりの設計金額を出してそれに対しての補助を付けていただいたと理解しています。</p>
教育施設課	<p>補助金と交付金どちらですか。</p>
委員	<p>学校施設環境改善交付金という交付金です。</p>
教育施設課	<p>国に申請した金額の3分の1の金額を交付金としていただくということですか。</p>
委員	<p>上限額が決まっておりますが、そのとおりです。</p>
教育施設課	<p>随意契約に疑問があるわけではありませんが、理由は一つ一つぶしていただきたいと思います。改修工事はつまり、部分的ではなく、結果として全部取り壊して造るということなのですね。</p>
委員	<p>部分的です。体育館の北側擁壁については、法面などは既存のままで、保守などを行っておりますので、全面撤去ではありません。</p>
教育施設課	<p>それであれば、もともとの施工業者や、その業者が信用できないので別の業者にしたとか、先ほどの合理的な理由を全部つぶしていかなければいけないのではないのでしょうか。周辺住民に対する説明会も開いていると思いますが、最初に崩落が起きた時に、なぜ崩落したのかと当然保護者であれば質問は、したと思いますし、崩落部分だけではなく、他も心配だということで附帯工事が発生したのではないかと思います。</p>
委員	<p>その意見をもって、先の工事である「既存擁壁改修工事」を行いました。</p>
教育施設課	<p>例えば500万円、1,000万円削減できるなら、附帯工事ではなく追加工事等とした場合、当初の契約の見直し、国への補助金の再度申請という契約事務の煩雑さがありますが、それと全体が分かった時点で契約変更した場合のコストを比べると、契約事務の煩雑さよりもコストを優先するほうがよいと思います。それが契約を再度国に出したときに不透明であれば話は別ですが、着手段階でこれだけ増えるというのを出しても、契約事務は煩雑になりますが国の補助の申請は通るということであれば、そちらを選択する余地があったのではないかと思います。その辺はどのように理解すればよいのですか。</p>
委員	<p>その意見をもって、先の工事である「既存擁壁改修工事」を行いました。</p>
教育施設課	<p>例えば500万円、1,000万円削減できるなら、附帯工事ではなく追加工事等とした場合、当初の契約の見直し、国への補助金の再度申請という契約事務の煩雑さがありますが、それと全体が分かった時点で契約変更した場合のコストを比べると、契約事務の煩雑さよりもコストを優先するほうがよいと思います。それが契約を再度国に出したときに不透明であれば話は別ですが、着手段階でこれだけ増えるというのを出しても、契約事務は煩雑になりますが国の補助の申請は通るということであれば、そちらを選択する余地があったのではないかと思います。その辺はどのように理解すればよいのですか。</p>
委員	<p>その意見をもって、先の工事である「既存擁壁改修工事」を行いました。</p>
教育施設課	<p>例えば500万円、1,000万円削減できるなら、附帯工事ではなく追加工事等とした場合、当初の契約の見直し、国への補助金の再度申請という契約事務の煩雑さがありますが、それと全体が分かった時点で契約変更した場合のコストを比べると、契約事務の煩雑さよりもコストを優先するほうがよいと思います。それが契約を再度国に出したときに不透明であれば話は別ですが、着手段階でこれだけ増えるというのを出しても、契約事務は煩雑になりますが国の補助の申請は通るということであれば、そちらを選択する余地があったのではないかと思います。その辺はどのように理解すればよいのですか。</p>
委員	<p>その意見をもって、先の工事である「既存擁壁改修工事」を行いました。</p>
教育施設課	<p>当初の補助金申請の時に入れることができなかった大きい理由は、仮設に関して、工事の進捗とともに刻々と変わっていったことです。共通仮設の部分が多いので、受注した業者が市と協議しながら</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>ら決めていくのですが、最初の時点で仮設がどのように変わっていくのかが想定できませんでした。特に今回附帯工事の主要部分である通路復旧工事やグラウンド復旧工事といったところが、そもそも設計、想定ができなかったことが大きいところです。</p> <p>(意見)</p> <p>工事名が「所沢市立山口中学校既存擁壁改修(付帯)工事」とあったので、私はそのままの用語を今お話ししたのです。「付帯工事」とあるのはこの件の正式な名称だと思い、そのまま引用しただけです。しかし、今までの経過から考えると、崩落したところではなく、同時期に築造した擁壁が危険だということになったということですが、そうだとすると、以前の施工や、設計図書が問題だということで、すべてについて説明ができないといけないのではないかと思います。どんな疑問もなるべく生じないようにすることが必要なのではないかと思いました。</p> <p>入札とは関係ありませんが、やはり崩落が起こるとなると別の法律問題が生じるので、設計図書や施工内容といった図書はできるだけ保管したほうが良いのではないかと思います。また、30年以上前の施工ですが、設計の段階で、耐久性がどれくらいあるかという確認はしておいた方が良いのではないかと思います。</p>
委員 契約課	<p>(4)「所沢市立並木公民館ホール空調設備改修工事」</p> <p>抽出理由：高落札率である。</p> <p>落札率98.16%となっていますが、落札率が高い理由を伺います。</p> <p>本工事は空調設備の故障停止に伴い、令和4年度の冷房開始までに工事を終えなくてはならないため緊急に行っている工事です。空調機本体は受注生産で、値引きがほとんど期待できないことから実勢価格に近い金額になったことが考えられます。</p>
委員 営繕課 委員 営繕課	<p>級別区分はもともとA級なのですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>B級を追加した理由は何ですか。</p> <p>空調工事に関する業者数が、A級は数が少ないのと、B級の技術の向上という意味では、こういった大きな工事も入れたほうがいいのかと思ったためです。</p>
委員 契約課	<p>A級の業者は10者以内だということですか。</p> <p>管工事業のA級の業者は所沢市には12者ありますが、その中で空調設備工事の施工を行うことができる業者数は10者に満たない可能性があるということで、今回B級業者13者を合わせて、10者以上を確保したということです。</p>
委員 営繕課	<p>落札した平岩設備工業はA級ですか。</p> <p>そのとおりです。</p>

発言者	審議の内容
委員	ほかの2者についてはどうですか。
営繕課	2者ともA級の業者です。
委員	工期についてですが、発注の段階でこの工期で出したのですか。
	それとも変更契約で工期延長したのですか。
営繕課	発注の段階です。機械が壊れてしまったので、緊急をもちまして
	9月議会で補正予算を組み、それに合わせて緊急工事を開始しまし
	た。
委員	繰越の設定もしたのですか。
営繕課	設定しました。
委員	適正工期で発注したということですか。
営繕課	そのとおりです。
	(意見)なし
	(5)「市道3-25号線舗装補修工事」
	抽出理由：辞退・無効が多い。
委員	5者応募のうち2者辞退、1者無効で、結果2者入札となってい
契約課	ますが、辞退理由をお聞かせください。
	級別区分がB級であることを入札参加資格要件としていました
	が、A級の業者2者が参加資格申し込みをし、その後入札日までに
	辞退したという経過があります。また、当初落札候補者であった1
	者は、期日までに事後審査書類の提出がなかったため、無効とした
	ものです。
委員	期日までに事後審査書類を提出しなかったため無効となったと
契約課	のことですが、よくあることなのですか。
	頻繁にはありませんが、所沢市で行っている建設工事の電子入札
	は、落札候補者として決定した業者に必要な書類を提出してもら
	うことを公告に出しています。もともと建設工事については、現在の
	方式の前には、入札参加を申し込む業者全者にこちらが発注する建
	設工事に必要な技術者を事前に選任することを求めています。そ
	れを、発注者及び受注者の事務の煩雑さ等から、落札候補者に決定
	した者のみにその資格等も含めた確認の申請を求める形になりま
	した。その事後審査書類を期日までに提出しなかったということ
	で、今回は無効とし、次点の者を改めて落札候補者として決定した
	ということです。
委員	事後審査書類を提出しないということは、制度上予定されている
契約課	という理解でよいのでしょうか。また、提出しなかった業者に罰則は
	ありますか。
	技術者を配置するのを後にしているのではないと思います。実際
	はあらかじめ用意して、応募に臨んでいると思いますが、今回のケ
	ースは事後審査書類の提出がなかったということです。また、無効

発言者	審議の内容
委員	<p>なので罰則はありません。</p> <p>平岩設備工業や昭和建設はA級でしたが、今回はB級に限定した入札にも関わらず、なぜA級の業者が2者も応札してきたのでしょうか。</p>
契約課 委員	<p>入札参加の申込をしたのみで、入札はしておりません。</p> <p>A級なので入札参加申し込みが拒否されるのですか。それとも応札できるのですか。</p>
契約課	<p>システム上、級別区分や業種等についてシステムであらかじめ判断する機能がないことから、市が出した公告に対して参加申し込みをすることは可能です。そのため、こちらあらかじめ開札の前に資格等を確認しながら開札を行っております。</p>
委員	<p>開札して一番金額の低い業者がA級業者であった場合、それは無効ですか。</p>
契約課	<p>無効となります。</p>
委員	<p>辞退ではないということですか。</p>
契約課	<p>この2業者は誤った入札参加申し込みをしたということに気づいて、入札前にシステム上辞退という処理をしています。辞退届を提出したという形になります。</p>
委員	<p>システム上参加申し込みができてしまうということによいのですか。</p>
契約課	<p>システム上、発注者が要求している級別区分を判断し、取捨選択する機能は備えていないため、参加できます。</p>
委員	<p>株式会社レックはB級ですか。</p>
契約課	<p>B級です。</p>
委員	<p>金額によって級別区分を分けているのですか。</p>
契約課	<p>基本的に、設計金額に応じてどこの級別区分を選定するかを規定しています。応札可能業者数等に応じて可能な範囲で広げている場合もあります。</p>
委員	<p>原因は何ですか。市側の公告が分かりづらかったといったことはありますか。</p>
委員	<p>業者に確認はしたのですか。</p>
契約課	<p>特に確認はしておりません。</p>
委員	<p>2者も誤って参加申し込みをするのは珍しいのではないですか。</p>
契約課	<p>2者というのは聞いたことがありませんが、1者誤ってしまうことは稀にあります。</p>
委員	<p>舗装補修工事という工事名だと通常はA級が多いといったことはないのですか。つまり、工事名だけを見て間違えてしまったということはないのですか。</p>
契約課	<p>舗装補修工事でも設計金額によって級が変わりますので、そういったことはないかと思います。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>落札候補者は書類を提出しなかったとのことですが、そのことについて尋ねたことはないのですか。技術者を確保できなかったからだと解釈してしまったのですが、単に書類が提出されていなかったためですか。</p>
契約課	<p>技術者を確保できなかったと判断したものではありません。 (意見) なし</p>
委員	<p>今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。</p>
	<p>4 その他</p>
委員	<p>入札参加停止について、どのように発覚するのは事案によって違うのでしょうか。</p>
契約課	<p>県外や大手の会社の地方での事件・事故については契約課ではなかなか把握することができませんので、国や都道府県などからの情報に基づいて県内の各自治体で情報を入手して、1番目に措置を行ったところから県内の市町村に、措置をしたという情報が来ます。それに基づいて行う場合もありますし、今回は12ページの7番から16番まで、国のねんきん定期便に関するもので、先日公正取引委員会から排除措置命令を受けた結果、入札参加停止措置を行ったものですが、こちらはある程度大きな情報だったので、あらかじめ契約課でも注視していたところ、3月3日に命令が出たということで、早急に対応したというケースもあります。</p>
委員	<p>入札の時でもいいのですが、資格停止の条件に該当しないというチェックリストのようなものを提出してもらうことはしていないのですか。</p>
契約課	<p>自己申告ではなく、あくまでそれぞれの自治体の考えによって指名停止を行うため、特に業者のほうから申告するというものではありません。</p>
委員	<p>入札参加資格を停止する要件は、所沢市が決めるのですか。</p>
契約課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>チェックリストを作って、該当の有無を業者に提出してもらうことはできないのですか。</p>
契約課	<p>業者からそういった宣言の書類はいただいていませんが、入札の告示の中で、そういった行為を行って所沢市の入札参加除外の措置を受けていないものという条件付けはしてありますので、そもそも入札参加資格なしという扱いでこちらは受付をしておりません。</p>
委員	<p>該当しないという申請を出すのですか。</p>
契約課	<p>自己申告制ではありません。あくまで何らかの情報を所沢市が受</p>

発言者	審議の内容
	<p>けて、所沢市の要綱に基づいて措置をしたものは、この入札に参加できないというものです。</p>
委員	<p>業者が一番わかっているわけなので、セルフチェックで、所沢市の入札参加停止条件に該当しないというものを提出してもらうことはできないのですか。</p>
委員	<p>公告文に入っているので、そういった業者は応札しないというのが前提だということですか。</p>
契約課	<p>近隣でもそのようなことを行っているというのは聞いたことがありません。</p>
委員	<p>事後審査の要件には入っていないのですか。</p>
契約課	<p>入っています。</p>
委員	<p>委員が言っているのは、該当があるとあらかじめ申告したにもかかわらず、発覚したら所沢市が入札を取り消すことができるということだと思います。あらかじめ申告をさせて、申告内容が異なるときは受注させませんという扱いができるので、そういうことをやる方が合理的ではないかという意見だと思います。</p>
委員	<p>もちろんその場合は契約書にうたわなければいけません。</p>
委員	<p>ももとの私の質問も、どうやって発覚するのかを伺いましたが、地方の情報はなかなか入ってこないため、あらかじめセルフチェックさせておいて、該当することが後日発覚した場合は、取り消すかどうかを判断することにメリットがあるのではないかと考えているのだと思います。</p>
契約課	<p>所沢市の入札参加停止措置期間とすでに契約したものの関係でいえば、契約したものについては引き続き有効です。あくまで入札の参加停止措置になるので、告示をしてから開札日までに資格停止を受けた業者は入札に参加することができませんが、既に契約したものについて及ぶものではありません。また、暴力団関係者等であることが契約締結後にわかった場合は、約款の中で市に解除権を認める旨は約定しております。</p>
委員	<p>重さによって変えているのではないかと私は思うのですが、1日差で契約している場合もあるので、あらかじめセルフチェックさせたほうがいいのではないかと意見だと思いますが、所沢市の判断によると思います。</p>
契約課	<p>ご意見としてはいただきましたが、これが一律で全国的に同じ基準で資格停止だったり期間や条件が定められているわけではないので、所沢市に関してどこまでを市に申告すればいいのかという部分を業者に求めることは現在考えておらず、近隣自治体も含めて、そのようなことを行っているところはない状況だと思っております。</p>
委員	<p>どこまで申告させるかということだけが問題で、例えば銀行など</p>

発言者	審議の内容
契約課	<p>で使われるチェックリストのようなものでよいと思います。「所沢市の建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱第〇条〇項に該当する行為」と、1行や2行で、詳しく書く必要はないと思います。できないことはないということを申し上げておきます。</p> <p>セルフチェックということなので、一定の基準を設けて先方にどこまで求めるのかというのは研究していきたいと思いますが、停止期間も長いと6箇月等ありますので、どの時点でこういった基準でチェックするのはこちらの方からある程度マニュアルを作成したりお知らせをしたりしないと業者に意図が伝わらないかと、今のお話の中で感じました。あくまで入札を執行する側の者が、こういう要件に当てはまって契約の相手方として不相当だと認めたから、入札の参加を認めないという制度なので、会社自体の営業を否定するとか、そういったところまでは至っているものではありませんので、その辺についての主体はこちらかと考えております。また、事後審査資料の中では、地方自治法施行令の、競争入札において公正な執行を妨げたことはないことといった規定に抵触していないというのは事後審査の中では宣言させています。</p> <p>次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：落合委員</p>